

様式第25号（第2条関係）

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

（宛先）松本市保健所長

管 理 者
住 所
氏 名
連絡先（電話）

診療用エックス線装置を下記のとおり設置しましたので、医療法施行規則第24条の2の規定により届出します。

記

1 病院（診療所）の名称及び連絡先（電話）

2 所在地

3 設置年月日 年 月 日

4 使用開始予定年月日 年 月 日

（別紙1を添付すること。）

別紙 1 エックス線装置の届出様式

病院 (診療所) 名		整理番号		1	2	3	
所在地		区分					
エ ッ ク ス 線 装 置	製作者名						
	型式						
	定格出力	最大電圧					
		最大電流					
	エックス線管の数						
用途							
エ ッ ク ス 線 装 置 の 防 護	エックス線管の容器及び照射筒 (利用線錘以外のエックス線量)						
	附加濾過板						
	透 視	透視中の患者への入射線量率					
		透視時間積算タイマー					
		エックス線管焦点皮膚間最短距離 (インターロック)					
		エックス線照射野絞り					
		利用線錘中の蛍光板、受像器通過エックス線量					
		透視時最大照射野3.0cm通過エックス線量					
	撮 影	被照射体周囲の遮蔽装置					
		撮 影	エックス線照射野絞り				
			エックス線管焦点皮膚間最短距離				
	移動型等の場合の遠隔操作の構造						
	間 接 撮 影	利用線錘角錐型及びエックス線照射野絞り					
		1曝射当たりの空気カーマ (受像器一次防護遮蔽体)					
	治 療 用 撮 影	被照射体の周囲の箱状の遮蔽物					
		濾過板保持装置 (インターロック)					
		近接透視撮影、乳房撮影等					
近 接 透 視 撮 影 等	口内法撮影						
	骨塩定量分析						
	輸血用血液照射						
診 療 室	診療室名						
	診療室の構造						
	材 質 等	天井					
		床					
		壁					
		ガラス窓					
	出入口等の開口部の戸						
画壁の外側における実効線量 (最大値を記入すること)							
操作室							
診療室である旨の標識							
管 理 区 域	管理区域である旨の標識						
	区域の外側における線量 (最大値を記入すること)						
そ の 他	管理区域の境界におけるその他の立入禁止措置						
	注意事項の掲示 (従事者)						
	敷地内の居住区域及び境界の実効線量						
	注意事項の掲示 (患者)						
その他の患者の被曝防止措置							
被曝防止のための器具							
従事者の被曝測定方法							
エックス線診療に従事する 医師、 歯科医師、診療放射線技師又は 診療エックス線技師	職 種 名	氏 名	免許番号	エックス線診療に関する経歴			